

成績評価及び試験

(2) 高等課程

①評価・評定の意義

生徒の学習の経過を明らかにし、資料を総合的に判定し、指導目標の度合いを示すために行うものである。

②評価・評定の時期

各科目の評価は、各期末に総合点を基に決定する。また評定は学年末に行う。

③総合点の算出

試験や実技、授業態度（学習への参加意欲、態度）などを考慮し、算出する。

④評価の決定

評価は総合点をもとに以下の表のとおり決定する。

総合点	0~34	35~49	50~69	70~84	85~ 100
評定	1	2	3	4	5

⑤評価の内容

内容	評定
教科・科目の目標を特に高い基準に達しているもの	5
教科・科目の目標をやや高い基準に達しているもの	4
教科・科目の目標をおおむね達しているもの	3
教科・科目の目標の達成が不十分なもの	2
教科・科目の目標の達成が著しく不十分なもの	1

※評定1は、科目の修得を認めない。

⑥定期考査（試験）

年2回（1学期末と学年末）実施し、生徒はすべてを受験すること。

⑦考査受験資格

各定期考査において基準日を設け、基準日までの当該科目の出席を集計し、3分の2以上の出席率のある者を考査の対象とする。ただし、出席率が3分の1以上3分の2未満の者

については、補講または課題等の提出により考査の受験を認める。

⑧追試験

正当な事由により定期考査を受験できなかった者には、追試験を行う。

⑨再試験

a. 「評定1」の者には、再試験を行い科目修得の機会を与える。

b. 再試験の不合格者には科目履修のみを認定する。

c. 再試験の合格者は、原則として「評定2」とする。

d. 再試験を受験する場合は、所定の受験料（1科目1,000円）を納入する。